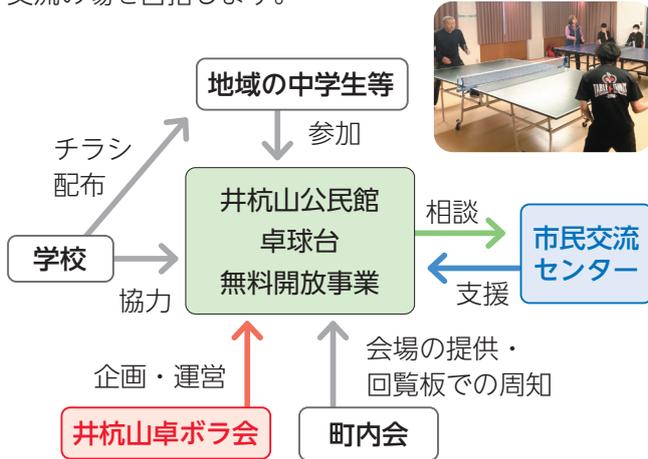


市民協働と市民参加

自分のまちを自分達で住みよくしよう

市民協働とは? >> 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が、地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することです。

例>>部活動の地域移行に伴い、市民活動団体が中学生以下に無料で練習できる場所を提供。世代を超えた交流の場を目指します。



市民交流センターで情報やアドバイスをいただき、活動の幅が広がりました。部活動の地域移行の受け皿として、長期休みにプロの講師を呼んで活動します。年代関係なく楽しく過ごしてほしいです。
井杭山卓ボラ会 石田さん

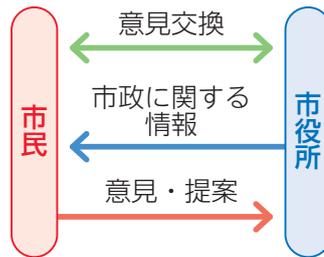
私達のところへ相談に来ていただければ、関係する組織や必要としている場所へお繋ぎできます。ひとりで考えず、お気軽にお越しください。
市民交流センタースタッフ



市民参加とは? >> 市民が市政に主体的に参加することです。本市は「市民が主役の自治の実現」を目指しています。

市民参加の様々な「カタチ」>>

- 審議会や協議会等…市役所の外部の人に、市の取組み等について審議してもらう場です。約半数の審議会等では、委員として市民が参加しています。また、多くの審議会は傍聴できます。
- パブリックコメント…施策の案を公表し、それに対して広く市民の皆さんから約1カ月間意見を募ります。



他にも参加の仕方はたくさんあります!



市民協働推進会議の委員になりませんか

安城市市民協働推進計画の推進、市民協働に関する取組みについて、幅広く市民の意見を反映するために、委員の一部を公募します。

- 内容 職務内容⇒平日・土の昼間に開催する会議への出席(年3回程度)
- 任期⇒11月1日～令和8年10月31日(2年間)
- 報酬⇒会議1回につき7500円
- 選考⇒書類審査、面接(9月18日(水)午前予定)
- 対象 市内在住・在勤・在学・市内で活動する満18歳以上(令和6年11月1日時点)

- 定員 3人程度
- 申込方法 8月1日(木)～15日(木)に、応募用紙を持参か郵送(消印有効)、ファクス、Eメールで市民協働課(〒446-8501住所不要/FAX<72>3741/kyodo@city.anjo.lg.jp)へ
- ※ 応募用紙は市民協働課・市HPで配布。QRコードからも申込み可。

